

入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園における薬剤部門システム一式の調達に係る入札公告（平成30年9月18日付）に基づく入札については、国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則

2. 調達内容

(1) 品名及び予定数量

薬剤部門システム一式

(2) 特質性：入札説明書及び仕様書による

(3) 納入期限：平成31年 3月29日

(4) 納入場所：沖縄県名護市字済井出1192

国立療養所沖縄愛楽園 薬剤科

(5) 入札方法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し提出しなければならない。

上記開札の結果、各人の入札価格が予定価格を超過したときは、直ちに再度の入札を行う。

(6) 入札保証金及び契約保証金：免除する。

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規程に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の「特別の理由がある場合」に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造（医療機器類）」又は「物品の販売（その他機器類）」又は「物品の販売（その他）」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(8) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、

船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の滞納がないこと。

(9) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。

(10) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にとっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

4. 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合は別紙8により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

平成30年11月1日(木)17時00分

(電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子入札の場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うものとする。)

(2) 紙により入札を行う場合

①入札書の受領期限

平成30年11月1日(木)17時00分

(郵送の場合は受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。)

②入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192

国立療養所沖縄愛楽園 会計班長 末竹 康成

TEL0980-52-8331 内線8020

③ 入札書の提出方法

1 競争参加資格者の場合(本店の代表者が直接入札する場合)

(別紙1)の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(国立療養所沖縄愛楽園支出負担行為担当官と記載)及び「平成30年11月2日開札[薬剤部門システム一式]入札書在中」と朱書きしなければならない。本店の代表者が直接入札する場合は委任状の提出は要しない。

2 競争参加資格者以外の場合(各支店・営業所等)

(ア) 支店長・営業所長が入札する場合(代理人)

入札書は別紙2の様式にて上記③の1に同じとする。委任状については、競争参加資格者からの委任状(別紙5の様式)を提出するものとする。

(イ) 本店の社員が入札する場合(代理人)

入札書は別紙3の様式にて上記③の1に同じとする。委任状については、競争参加者からの委任状(別紙6の様式)を提出するものとする。

(ウ) 支店・営業所等の社員が入札する場合(復代理人)

入札書は別紙4の様式にて上記③の1に同じとする。

委任状については、競争参加者からの支店長・営業所長等への委任状(別紙5の様式)及び支店・営業所長等から社員への委任状(別紙7の様式)を提出するものとする。上記各委任状の提出がない入札書は無効となるので注意すること。

- ④ 郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成30年11月2日開札[薬剤部門システム一式]入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封筒皮には直接提出する場合同様に氏名等を記し、上記(1)②宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。
- ⑤ この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- ② 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。
- ③ 4.(2)⑤の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は、不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかねばならない。

なお、電子入札においては、複代理人による応札は認めない。

代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札日時までに別紙5～7のいずれかの様式による代理委任状を提出しなければならない。

- ② 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の代理人を兼ねることができない。

5.開札

(1) 開札の日時及び場所

平成30年11月2日(金) 11時00分

国立療養所沖縄愛楽園 管理棟2階会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、3の競争参加資格を有すること証明する書類及び応札仕様書・質疑書(質疑無い場合でも任意の用紙に「質疑無し」を提出)・誓約書を期限までに提出しなければならない。また、購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制を整備することを確約した者であること。さらに、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 事前提出書類及び提出期限

質疑書 ⇒ 提出期限:平成30年10月22日(月)17時まで。

なお、質疑等に対する回答期間を設けるため上記提出期限とする。

資格審査結果通知書(全省庁統一資格)、誓約書(法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料要添付)、保険料納付に係る申立書、自己申告書、電子入札案件の紙入札方式での参加について、委任状、応札仕様書

⇒提出期限:平成30年11月1日(木)17時まで

(4) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 上記4(1)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、上記3の競争参加資格及び仕様書の要求用件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札

者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。

③ 落札が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭により通知するものとする。

(5) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、延滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記の②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約相手方に送付するものとする。

④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件

別紙契約書(案)に定めるとおり、納品検収が行われた後適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金額を支払う。

(7) 障害発生及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記の通りとする。

・ヘルプデスク 0570-014-889(8:30~18:30 土日祝日を除く)

・ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(2)②の入札書の提出場所に連絡すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 殿

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約に相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

住 所
商 号
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名 薬剤部門システム一式
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

薬剂部门システム一式基本仕様書

国立療養所沖縄愛楽園

技術仕様

1.	メインシステムについて
1-1.	サーバーシステムは、以下の要件を満たすこと。
1-1-1.	処方情報をバックアップする機能が有ること。
1-1-2.	調剤支援システム、注射払出システム、サブシステム、全てのデータ及び情報変換のためのマスタを保管・管理ができること。
1-1-3.	サーバはCPUがインテルXeon E3-1220v5 (3GHz) 相当以上、主記憶装置の容量は8GB以上を備えていること。
1-1-4.	サーバは300GB以上の物理的容量を持つ磁気ディスク装置を2台内蔵し、RAID1以上で構成されていること。
1-1-5.	サーバOSはWindows Server 2016 日本語版 相当、あるいはWindows Server 2012 日本語版 相当以上であること。
1-1-6.	本装置は無停電電源装置 (UPS) を有すること。
1-1-7.	19インチ、解像度1280×1024以上の液晶カラーディスプレイ、キーボード、マウスを有すること。
1-2.	医薬品データベースシステムは、以下の要件を満たすこと。
1-2-1.	データベースについては、以下の要件を満たすこと。
1-2-2.	本データベースシステムは、調剤注射支援システムとの直接リンクを形成し、処方チェック機能・DI検索支援機能の全ての支援プログラムとして活用できる機能を有していること。
1-2-3.	医薬品データベースとして、19000品目以上の医薬品の添付文書情報を保持し、閲覧できること。
1-2-4.	相互作用データベースは、禁忌・注意のレベルに分けてチェックができること。
1-2-5.	相互作用データベースは、医薬品と一般薬 (OTC薬) 及び飲食物とのチェックができること。
1-2-6.	適応症データベースの疾患名管理は、国際疾病分類コードICD10との関連コード付け機能を有していること。
1-2-7.	適応症データベースは、病名と医薬品の結び付け機能を有していること。
1-2-8.	禁忌症データベースの病名は、ICD10コード付け機能を有していること。
1-2-9.	禁忌症データベースは、病名に対する禁忌薬剤情報を保持していること。
1-2-10.	常用量データベースは、年齢別、体重別、対表面積別、疾患別の常用量データを保持していること。
1-2-11.	要約版添付文書データベースは、医療従事者向けに要点をまとめた添付文書情報を保持していること。
1-2-12.	その他のデータベースは、薬効、薬価収載日、薬価のデータを保持していること。
1-2-13.	最新の情報が、年12回以上提供されること。
1-2-14.	院内医薬品集が作成できること。
2.	調剤支援システムについて
2-1.	処方解析システムは、以下の要件を満たすこと。
2-1-1.	処方/注射解析PC1台 (処方用と注射用兼用) と既存錠剤機器制御PC1台 (錠剤機器制御用と処方用と注射用兼用) 構成とすること。
2-1-2.	処方解析システムの各種画面を配置構成する機能を有すること。
2-1-3.	処方解析システムの処理画面遷移を運用に合わせて構成する機能を有すること。
2-1-4.	既存処方解析システムの患者情報をシステム移行機能を有すること。
2-1-5.	既存処方解析システムの処方情報をシステム移行機能を有すること。
2-1-6.	処方解析システムの薬品マスタや用法マスタ情報を継続利用出来、マスタ管理を複数に増やさないこと。
2-1-7.	処方チェック後、問題のない処方内規に合致した情報処理をし、各調剤機器へ送信できること。
2-1-8.	情報提供文書の出力指示をし、薬袋/帳票印字システムに送信できること。
2-1-9.	薬剤情報は科別に文言を区別して出力できること。
2-1-10.	薬剤情報は削除・変更の情報だけでもできること。
2-1-11.	薬剤情報は再発行ができること。
2-1-12.	各種集計機能を有し、薬品使用量集計、薬品使用患者、持参薬鑑別集計、等価換算集計が行えること。
2-1-13.	PCはCPUがインテル Core i3 (3.70GHz) 相当以上、主記憶装置の容量は4GB以上を備えていること。
2-1-14.	PCは300GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵すること。
2-1-15.	21.5インチ、解像度1920×1080以上の液晶カラーディスプレイ、キーボード、マウスを有すること。
2-1-16.	OSについてはWindows10 Pro、あるいはWindows7 Pro相当以上であること。
2-2.	薬袋/帳票印字システムは、以下の要件を満たすこと。
2-2-1.	台数は既存薬袋プリンタ2台 (常時稼働1台、1日毎プリンタ2台切替運用)、ラベルプリンタ2台構成とすること。
2-2-2.	薬袋への印字は、氏名・ID番号・生年月日・診療科・用法・投与日数・投薬番号などを当院調剤内規に基づいて表記できること。
2-2-3.	粉碎の指示、シロップ剤の混合、外用剤の練合などの指示箋が出力できること。
2-2-4.	薬剤情報提供書を出力できること。
2-2-5.	薬袋へも薬剤情報提供書相当の内容を印字できること。
2-2-6.	薬袋の種類やサイズは、処方データをもとに薬袋印字システムが自動的に判断すること。
2-2-7.	薬袋印字システムは、薬袋、薬剤情報提供書を患者ごとに印刷できること。
2-2-8.	薬袋の別包処理ができること。
2-2-9.	薬袋プリンタはA6～A4サイズに対応できること。
2-2-10.	処方箋 薬袋 情報提供が本装置より出力が可能なこと。
2-2-11.	薬袋プリンタA4にて30枚/分以上出力が可能なこと。
2-2-9.	ラベルプリンターの印字方式は、熱転写方式または感熱方式であること。
2-2-10.	ラベルプリンターのラベルは、500枚以上を1セットとした連続式であること。
2-2-11.	ラベルプリンターのラベルは、自動でカットできること。
2-3.	散薬監査システムは、以下の要件を満たすこと。

2-3-1.	台数は散薬監査制御PC1台、既存電子天秤1台、バーコードスキャナー1台、既存サーマルプリンタ1台構成とすること。
2-3-2.	処方解析システムと散薬監査システムを連動できること。
2-3-3.	散剤及び錠剤粉碎など散薬調剤指示のある処方データを処方解析監査装置より受け取り、画面表示できること。
2-3-4.	秤量結果をプリンターで印字し、監査記録として記憶装置に保存できる機能を有していること。
2-3-5.	監査記録紙にはバーコードを印字し、そのバーコードを利用して散薬分包機にて分包する際に処方データを自動で呼び出せること。同時に散薬分包機用に合わせたデータを作成できること。(処方番号等)
2-3-6.	監査システムは処方情報との整合性が容易に確認でき、薬剤名及び用法・用量が確認が行えること。
2-3-7.	薬剤認識はバーコードを利用して自動で行えること。JAN/GSIコードが使用できること。
2-3-8.	各薬剤の処方解析連動以外の手入力によるローカル調剤も利用できること。
2-3-9.	監査システムが音声にて薬品名を読み上げたり、調剤者が調剤を間違った際に「薬品名+薬品が違います、再度チェックして下さい」や、「長期投与日数を超過しています」、「常用量範囲外です」、「配合禁忌の薬品があります」、などの注意を監査システムが音声にて調剤者に知らせてくれる機能を持っていること。
2-3-10.	電子天秤は計量に対する応答性に優れ、作業が迅速に行えること。
2-3-11.	サーマルプリンタは用紙幅80mm以上で、赤・黒印字ができ、用紙オートカット機能を有すること。
2-3-10.	PCはCPUがインテル Corei3 (3.70GHz)相当以上、主記憶装置の容量は4GB以上を備えていること。
2-3-11.	PCは300GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵すること。
2-3-12.	15インチ、解像度1280×768以上のタッチディスプレイ、キーボードを有していること。
2-3-13.	OSについてはWindows10 Pro、あるいはWindows7 Pro相当以上であること。
2-4.	全自動散薬分包システムは、以下の要件を満たすこと。
2-4-1.	台数は自動散薬分包機器制御PC1台、既存全自動散薬分包1台構成とすること。
2-4-2.	処方解析システムと既存全自動散薬分包システムを連動できること。
2-4-3.	散薬分包調剤の指示のある処方データを処方解析システムより受け取れること。また、散薬監査システムにて出力された監査記録紙のバーコードを読み込むことで分包する患者を特定できること。
2-4-4.	散薬分包調剤データを既存全自動散薬分包機連携ができること。
2-5.	全自動錠剤分包システムは、以下の要件を満たすこと。
2-5-1.	台数は既存錠剤機器制御PC1台、既存全自動錠剤分包機1台構成とすること。
2-5-2.	処方解析システムと既存全自動錠剤分包機システムを連動できること。
2-5-3.	錠剤分包調剤の指示のある処方データを処方解析システムより受け取れること。
2-5-4.	錠剤分包調剤データを既存全自動錠剤分包機連携ができること。
3.	注射払出システムについて
3-1.	注射処方解析監査システムは、以下の要件を満たすこと。
3-1-1.	解析システムの各種画面を配置構成する機能を有すること。
3-1-2.	注射処方解析システムの処理画面遷移を運用に合わせて構成する機能を有すること。
3-1-3.	既存注射処方解析システムの患者情報をシステム移行機能を有すること。
3-1-4.	既存注射処方解析システムの処方情報をシステム移行機能を有すること。
3-1-5.	注射処方解析システムの薬品マスタや用法マスタ情報を継続利用出来、マスタ管理を複数に増やさないこと。
3-1-6.	処方チェックを行い、問題のない処方病棟・日付別等の組み合わせで抽出し、自動注射薬払出システムへデータ送信が行えること。また、各プリンタから自動で取り揃えリスト(非実装薬品集計表)の出力、自動注射薬払出システムを使用しない場合は注射箋、輸液ラベル、取り揃えリスト(薬品集計表)の出力が行えること。
3-1-7.	患者毎の注射処方箋及び患者名、科名、薬品名、点滴速度、JANコードが記載してあるラベルを印字できること。
3-1-8.	注射箋にはオーダー情報内の患者番号、患者氏名、病棟名称、診療名称、生年月日、年齢、性別、医師名、薬品名称、保存区分(冷所、暗所等)、薬品区分(輸液、毒薬、劇薬等)、施用量、施用単位、手技、投与経路、施用回数、投与スピード、コメント、処方区分、至急区分、オーダー番号、注射薬の混合調整の別等を適切な位置にレイアウトでき印刷できること。
3-1-9.	注射箋は薬剤部用と病棟用の2部が印字できること。
3-1-10.	取り揃えリストは抽出したデータに基づき、必要な薬品の合計が印字されること。また、取り揃えがし易いように、棚番が印字されること。
3-1-11.	取り揃えリストはアンプル・バイアル、輸液、保冷品のような区分で、それぞれ出力されること。
4.	サブシステムについて
4-1.	薬品情報検索システムは、以下の要件を満たすこと。
4-1-1.	前項の医薬品データベースを利用して、各種検索が行えること。
4-1-2.	基本条件(薬品名、製薬会社、剤形、YJコード等)や多角的な要素(医薬品、OTC、適応症、禁忌病名、アレルギー、食品等)での医薬品検索及び添付文書の参照が可能であること。
4-1-3.	医薬品検索は、0文字以上で全検索、1文字以上で絞込み検索が行えること。また、かな・カナ(半角/全角)、採用区分で検索可能とし、詳細検索条件として通常条件(会社・投与経路・薬効分類・規制区分・後発品・ハイリスク薬等)、識別記号条件(剤型・薬剤記号・色・割線・画像ありなし)、キーワード条件(効能効果・副作用・制限事項)、その他(YJコード、薬品コード)の指定が行えること。
4-1-4.	OTC検索は、商品名・会社名・投与経路・薬効分類で該当するOTC薬品を検索できること。検索結果は、IE等の標準ブラウザで各項目(薬効・製造会社・販売会社)を基本として、組成・用法用量・効能効果をテキストで表記し、文章はコピー&ペーストが可能であること。
4-1-5.	適応症検索は、病名コード・病名で条件を設定し、該当する医薬品を検索できること。また、詳細の絞込み条件として、製品名・一般名、採用区分、後発品の指定が可能であること。
4-1-6.	禁忌病名検索は、病名コード・病名で条件を設定し、該当する医薬品を検索できること。また、詳細の絞込み条件として、チェックレベル(7段階)、製品名・一般名、採用区分、後発品の指定が可能であること。
4-1-7.	アレルギー・食品検索は、食品・食品外、アレルギー名で条件を設定し、該当する医薬品を検索できること。また、詳細の絞込み条件として、チェックレベル(7段階)、製品名・一般名、採用区分、後発品の指定が可能であること。
4-1-8.	検索結果閲覧として、検索結果一覧より該当する薬品を選択し、添付文書の参照及び印刷が行えること。
4-1-9.	医薬品の検索結果は、IE等の標準ブラウザで各項目(医薬品名称・YJコード・一般名・規格・薬価・標榜薬効・投与経路・色・本体記号・包装記号等)を基本として、画像情報、添付文書のPDF、添付文書の内容をテキストで表記し、文章はコピー&ペーストが可能であること。また、薬剤画像の情報は、ユーザーでも容易に追加、変更、削除ができること。

4-1-10.	検索した医薬品と各項目(成分一致・同一効果・同一剤型・同一規格・相互作用・OTC相互作用・配合変化・同一副作用・同一適応症・同一禁忌症・適応症・禁忌症・アレルギー)で検索が行えること。
4-1-11.	医薬品集を作成できること。医薬品集には収載する情報(管理番号・一般名英語・副作用・副薬効・有効成分組成・重大な副作用・作成日・YJコード・その他の副作用・改訂日・用法用量特記事項・使用上の注意・先発品名・用法用量・先発品改訂日・効能効果・先発品YJコード)を選択することができること。
4-1-12.	製品名・一般名、薬剤記号、色からの医薬品検索ができ、採用薬の同薬効薬品の一覧が参照できること。また、薬品の鑑別報告書の作成、印刷、保存ができること。
4-1-13.	鑑別報告書は、製品名、一般名、薬剤記号、色から薬品を検索して登録が行えること。また、製品名、会社名からOTCの検索もできること。
4-1-14.	鑑別報告書には、院内採用の薬品より成分一致・薬効一致(かつ剤型一致選択)の製品名を表示・印刷ができること。
4-1-15.	鑑別時には、薬剤画像や本体記号・包装記号、剤型、色、製造会社で確認ができること。
4-1-16.	鑑別報告書で登録された情報を外部出力する機能を有すること。
4-2.	処方チェックシステムは、以下の要件を満たすこと。
4-2-1.	処方情報を画面上に表示し、処方のチェックを実施できること。
4-2-2.	処方・注射チェックは、以下の条件でチェックする、しないを設定できること。 病棟、診療科、患者、医師、伝票区分、危険薬区分、薬効区分、成分区分、薬品区分、薬品組み合わせ、他処方条件等
4-2-3.	処方チェックは、前項の医薬品データベースを利用して以下の機能を有すること。
-1	薬品重複、成分重複、薬効重複 チェック条件として、重複許容日数を指定できること。また、結果は警告・エラーの選択ができること。
-2	長期投与制限 投与期間に上限が設けられている医薬品(厚生労働省告示第97号)のチェックが可能であること。また、結果は警告・エラーの選択ができること。
-3	配合変化 医療用医薬品の添付文書に記載されている配合変化の情報を元にチェックを行うこと。チェック結果には、配合薬剤、発現事象(配合変化)、理由等を表示すること。チェック条件として、レベル(6段階)、チェック方向区分の指定ができること。
-4	相互作用 医療用医薬品の添付文書に記載されている相互作用の情報を元にチェックを行うこと。チェック結果は併用薬剤名、発現事象、機序等を表示すること。チェック条件として、重複許容日数、レベル(6段階)、チェック方向区分の指定ができること。また、病院独自の相互作用データを登録でき、レベル(3段階)、チェック方向区分の指定ができること。
-5	用量チェック 医療用医薬品の添付文書に記載されている用法・用量の情報を元に、適正な投与量(上限・下限)などのチェックを行うこと。チェック条件として、重複許容日数、許容誤差率、1日最大量・通常量・通常最小量・最小量、1回最大量・通常量・通常最小量・最小量の指定ができること。また、結果はそれぞれ警告・エラーの選択ができること。
4-2-4.	患者状態から、前項の医薬品データベースを利用して以下の機能を有すること。
-1	使用制限チェック(妊婦・胎児/授乳婦/新生児/乳児/幼児・小児/高齢者) 医療用医薬品の添付文書に記載されている患者状態に対する注意喚起の情報を元にチェックを行うこと。チェック条件として、レベル(6段階)の指定ができること。結果はそれぞれ警告・エラーの選択ができること。
-2	適応病名チェック 添付文書に該当する適応病名を持つ医薬品情報を元に処方されたオーダーの医薬品に適応チェック機能を有していること。結果は警告・エラーの選択ができること。
-3	禁忌病名チェック 患者プロフィールの病名を元に、処方されたオーダーの医薬品と病名との禁忌チェック機能を有していること。チェック条件としてレベル(6段階)の指定ができること。結果は警告・エラーの選択ができること。また、結果出力時の病名は標準病名・標準病名+添付文書病名出力の指定ができること。
-4	アレルギー(食品/その他) 患者のアレルギー(食品/その他)情報を元に、処方されたオーダーの医薬品とのチェックを行うこと。チェック条件として、レベル(6段階)の指定ができること。結果は警告・エラーの選択ができること。
4-2-5.	処方チェックによるワーニング情報は、画面とプリントアウトにより確認が行えること。
4-2-6.	チェック項目は全てパラメータ化され、必要なチェック項目にチェックを入れるだけで処方チェックが行えること。また、設定画面は一次チェック、二次チェック、他システムチェック等、すべて1つのWeb画面に統合されていること。
4-2-7.	本システムを利用することで、薬剤部門側にて処方・注射チェックに利用できるものであること。
保守関連仕様	
5.	保守体制について
5-1.	保守体制については、以下の要件を満たすこと。
5-1-1.	システム故障及び不具合時の保守体制について別途園側に対し提出できること。
5-1-2.	故障等発生の際は、保守体制により速やかに対応できること。

○薬剤科部門システム更新時に必要な機器

・新規に必要なもの

機器名称	用途	台数
管理用サーバーPC保守付	管理サーバー	1
デスクトップPC保守付	処方/注射解析	1
ワイドディスプレイ	新規、既存デスクトップPC用	2
デスクトップPC保守付	散薬監査システム	1
タッチディスプレイ型OC	散薬監査システム	1
ラベルプリンタ	処方・注射ラベル	2
ノート型PC	自動散薬分包機機器制御	1
バーコードスキャナー	散薬監査システム	1
無停電装置UPS		3

・既存の機器を使用可能

機器名称	用途	台数
デスクトップPC	錠剤機器制御PC	1
プリンタ	処方箋・薬袋等印刷	2
ラベルプリンタ	お薬手帳シール印刷	1
電子天秤	散薬監査	1
サーマルプリンタ	散薬監査	1

(別紙1) の記入例

入札書 (第 回目)

件 名 薬剤部門システム一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙1)

入札書 (第 回目)

件 名 薬剤部門システム一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙2)の記入例

入札書(第 回目)

件名 薬剤部門システム一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 押印はいらない

代理人

○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

支店長の
印を押印
印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙5の様式を提出する。

(別紙2)

入札書 (第 回目)

件 名 薬剤部門システム一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙3) の記入例

入札書 (第 回目)

件 名 薬剤部門システム一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印は必要なし

代理人

△ △ △ △

入札に参加
する人の印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙6の様式を提出する。

(別紙3)

入札書(第 回目)

件名 薬剤部門システム一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙4)の記入例

入札書(第 回目)

件名 薬剤部門システム一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印はいらない。

復代理人

△ △ △ △

印
入札に参加
する人の印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙5及び別紙7を提出する。

(別紙4)

入札書(第 回目)

件名 薬剤部門システム一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙5) の記入例

委任状

* 本社が有り、支社支店の長が入札に参加する
場合に使用する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

本店社長の
印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名 ○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
 4. 契約代金の請求及び受領に関する事
 5. 復代理人の選任に関する事
 6. その他上記に付随する一切の事

委任期間は
通常は年間
(年度) 委
任である。
(入札期間
だけの場
合もあり
得る。)

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

支店長の印鑑

※ 入札書は、別紙2を使用する。

(別紙5)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関すること
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
 4. 契約代金の請求及び受領に関すること
 5. 復代理人の選任に関すること
 6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6) の記入例

委 任 状

年 月 日

*本社が有り、本社から代表取締役以外の者が来て入札に参加する場合に使用する。

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ 印

社長の印鑑
を押印する。

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

△ △ △ △

入札に参加する人の名前

委任事項 「薬剤部門システム一式」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者使用印

入札に参加する人の印鑑

※ 入札書は、別紙3を使用する。

(別紙6)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項 「薬剤部門システム一式」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者使用印

受任者使用印

(別紙7)の記入例

委任状

復代理人(入札に参加する人)

私はxxxxを〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇(競争参加者)の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

薬剤部門システム一式

*本社が有り、支社支店から支社支店長以外の者が来て入札に参加する場合に使用する。

委任事項 「〇〇〇〇」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

復代理人の印(入札に参加する人)

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店

支店長△ △ △ △

復代理人が所属する支店長の印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 別紙5の委任状も提出する。

※ 入札書は、別紙4の様式を使用する。

(別紙7)

委 任 状

私は、
を (競争参加者)
の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「薬剤部門システム一式」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 「薬剤部門システム一式」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿